

盛岡市公民館使用料減免基準

実施 令和8年1月28日市長決裁

(趣旨)

第1 この基準は、盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）第10条の規定に基づき、公民館の使用料（同条例第12条本文の規定により指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公民館（盛岡市見前南地区公民館を除く。以下同じ。）にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）の減免に関する基準を定めるものである。

(定義)

第2 この基準において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育関係団体 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。
- (2) 育成団体 講座等（盛岡市公民館条例第2条各号に規定する公民館が主催する講座等をいう。以下同じ。）が終了した後、当該講座の趣旨を継続する目的で活動を行う当該講座等の受講者で構成された団体をいう。
- (3) 社会教育事業補助団体 社会教育関係団体のうち、盛岡市社会教育委員会議運営規則（昭和30年教育委員会規則第1号）第4条に規定する定例会又は臨時会において諮問し、社会教育事業（社会教育法第2条に規定する社会教育のために行う事業をいう。以下同じ。）の運営に係る補助金の交付対象として認められた団体をいう。
- (4) コミュニティ団体 市の区域内において、特定の地域の生活又は交流等を支援する活動を行う団体であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 町内会等 町内会・自治会、認可地縁団体、自主防災組織その他特定の地域に住所を有する者（当該住所に地縁のある者を含む。）で構成された団体
 - イ 地域づくり団体 盛岡市コミュニティ推進地区組織、市の認定を受けた地域づくり組織その他複数の町内会・自治会を包括する特定の地域の振興を目的として活動する団体
 - ウ 福祉・健康増進関連団体 盛岡市地区福祉推進会、老人クラブ、地区スポーツ推進会その他特定の地域における住民の福祉、健康増進等を目的として活動する団体
 - エ 青少年健全育成関連団体 子ども会、こども食堂、放課後児童クラブその他特定の地域における青少年の健全な育成を目的として活動する団体

2 前項の実施にあたっての必要な細目は、教育部長が別に定める。

(減免の基準)

第3 公民館の使用料は、次のいずれかに該当する場合に免除する。

- (1) 社会教育事業補助団体が、社会教育活動のために使用する場合
- (2) コミュニティ団体が、当該コミュニティに係る活動のために使用する場合
- (3) 市が委嘱している委員等で構成される団体が、市の行政に寄与する目的で使用する場合

- (4) 市の区域内に所在する小中学校（盛岡市立月が丘小学校及び盛岡市立北陵中学校を含む。）が、教育課程として使用する場合
- (5) 障がい者が、個人で使用する場合
- (6) 障がい者の福祉の増進を目的として使用する場合であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障がい者が参加することを目的とした集会等のために使用する場合
 - イ 使用者の半数以上が障がい者（当該障がい者を介護する介護者1名を含む。）である場合
- (7) 市又は市の執行機関（附属機関を含む。）が主催する事業に使用する場合
- (8) 市の執行機関又は指定管理者が本来の業務遂行のために使用する場合

2 公民館の使用料は、次のいずれかに該当する場合にその5割に相当する額を減額する。

- (1) 減額の対象団体として教育長の承認を受けた次の団体が、社会教育事業を目的として使用する場合
 - ア 社会教育関係団体
 - イ 育成団体（講座等が終了した日の翌日から起算して1年を経過する日まで）
- (2) 市又は市の執行機関との共催により使用する場合
（実施期日）

第4 この基準は、令和8年4月1日以後の使用料について実施する。

- 2 この基準第3第1項、第2項第1号ア及び第2号の規定は、この基準前項の実施期日以後の使用に係る許可の使用料について適用し、同日前の使用に係る許可の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この基準第3第2項第1号イの規定は、第1項の実施期日以降に育成団体となった者について適用し、令和8年3月31日までに育成団体となった者については、なお従前の例による。
- 4 盛岡市公民館使用料減免基準（平成24年4月1日市長決裁）は廃止する。